

2

在日韓国人の遺骨送還

46.11.11
北東アジア課

~~韓~~
本件は、韓国の遺骨送還申請（案内第1189号）に対し、次に出す処置することとした。

1. 韓国側申請を承認し、次の問題
点につき韓国側には確認の上、わが方
面、本件遺骨を釜山に送還申請すること
とする。

(1) 釜山に於て、韓国外務部及び保健社
会部代表と、下に遺族代表とを

交渉することになっているが、この場合(1)個
々の遺族とを交渉する際の保身責任

[Redacted]

[Redacted]

このため、本件~~情報~~、~~受渡~~い~~の~~この~~事実~~
を~~記載~~した~~以上~~を~~交換~~する~~こと~~と~~して~~、

(~~情報~~246件[~~別添~~42の~~とおり~~]を~~添付~~
して~~送付~~ — ~~送付~~)

(2)

[Redacted]

[Redacted]

(3) 本件~~情報~~、~~輸送~~(~~日本~~から~~情報~~
を~~1946年~~から~~1947年~~まで~~送付~~)は~~わが~~

方が~~送付~~する。

(4)

2. 送還、期日の輸送手段

(1) 航空便にエミール、特別急行便
は直行便が有り、大阪から鉄道便
大阪の航空会社 (JAL) に乗る。

(2) 大阪までの輸送は原住者、エミール
大阪の航空会社担当者が同行する。

(3) 期日の送還準備が足り、航空機
乗客の確保もあり、原住者のアレンジ
メントはエミールにあり、送還費は LA 20A
は無償で提供。